

## 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布

消防庁は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和2年7月2日から令和2年7月31日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、3件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。

### 1 主な改正内容

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）に規定する急速充電設備について、全出力の上限を200kWまで拡大するとともに、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備を行うこととしました。

また、従前から当該省令の規制の対象とされていた急速充電設備（全出力20kW超50kW以下のもの）についても、火災予防上必要な措置の見直しを行うこととしました。

### 2 意見公募の結果

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和2年7月2日から令和2年7月31日までの間、意見を公募したところ、3件の御意見がございました。

いただいた御意見及び総務省の考え方は、[別紙1](#)のとおりです。

### 3 改正省令の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正省令を令和2年8月27日に公布しました。

- ・改正省令の概要 [別紙2](#)
- ・改正省令の新旧対照表 [別紙3](#)



（事務連絡先）

消防庁予防課 細川課長補佐、五味

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

【対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>電動車駆動用バッテリーの大容量化は世界の潮流となっており、弊組合会員も国内の充電インフラの大容量化や高圧化に期待しているところにて、貴庁の省令改正に向けた取り組みを歓迎いたします。</p> <p>一方で、議論の中では150kWまでのCHAdeMO充電器を基本とし今回の緩和が図られるものと察しますが、現在、各種規格はもとより、充電器メーカー各社におかれましては、200kW以上のものの実証や実用的な設置が進められているものと理解しています。</p> <p>委員会での議論内容を確認したところでは、今後短期間で高出力化などが議論されることとなるのは必至であることから、本改正においては、現在一般に普及が図られている350kWまでに対象を拡大して整理しておくべきではないかと考えるところです。</p> <p>【日本自動車輸入組合】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>なお、後段の御意見につきまして、今般の省令改正は、令和元年度「全出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会」(部長:小林恭一東京理科大学総合研究院教授)における検討及び当該検討部会の報告書の火災危険性評価を踏まえ、行うものであるところ、当該検討部会においては、全出力20kW超200kW以下の急速充電設備を対象として必要な安全対策の検討を行いました。よって、今般は、全出力20kW超200kW以下の急速充電設備を対象として改正を行っております。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
No.2	<p>『全出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会報告書』では、蓄電池内蔵型急速充電設備に対し、第3章-2-(5)表5「新たに必要とされる防火安全対策」において3項目が挙げられている。この3項目のうち2項目は今回の省令改正案に含まれているが、リユース電池の使用に係る項目は今回の省令改正案に含まれていない。従って、この項目の扱いが曖昧になり混乱する懸念があるため、リユース電池の使用の考え方や運用指針をお聞かせ願いたい。</p> <p>【(一社)電池工業会】</p>	<p>御指摘の事項につきましては、引き続き、リユース電池の安全性に係る検討を行っております。当該検討を踏まえ、必要な措置を講ずることといたします。</p>	無
No.3	<p>本改正に賛成である。</p> <p>とりあえず、現時点においては、これでよいのではないかと考えられた。(もちろん、問題点が見つかり次第、改善を行う検討をすべきであるが。)</p> <p>【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p>	無

○ 提出意見数※:3件

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定  
に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

令和 2 年 8 月  
消 防 庁 予 防 課

【概要】

電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等として定められ、その火災予防に係る条例制定基準は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）に規定されている。

今般、対象火気省令の一部を改正し、急速充電設備の全出力の上限を 200kW まで拡大するとともに、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため所要の規定の整備を行うこととした。

また、従前から規制の対象とされていた急速充電設備（全出力 50kW 以下のものをいう。）についても、火災予防上必要な措置の見直しを行うこととした。

【背景】

全出力 50kW を超える急速充電設備については、需要の増加に伴い、普及がさらに加速することが予想されている。一方、改正前の対象火気省令においては、全出力 50kW を超える急速充電設備は、「変電設備」の規制の対象となっており、当該規制は自動車等の充電を行うことが想定されておらず、不都合が生じていた。

また、従前の基準においても、対象火気省令によらず、各市町村等において特例基準を設けることにより、全出力が 50kW を超える急速充電設備を設置することは認められていたが、地域によって規制の取扱いが多様となり、不都合が生じうる状態であった。

上記の事情に鑑み、全国統一的な基準として、急速充電設備の最大出力を 200 kW まで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備を行うこととした。

【内容】

急速充電設備の最大出力を 200 kW まで拡大するため、今般の改正にあたっては、令和元年度「全出力 50kW を超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）を設置して、火災予防上必要な措置等の検討を行った。当該検討部会の報告書の火災危険性評価を踏まえ、今般の改正により新たに講ずることとした火災予防上の措置は下記のとおりである。

(1) 急速充電設備（蓄電池内蔵型のものを含む。）において想定されるハザードと必要な安全対策

部位等	想定されるハザード	必要な安全対策	改正対象	改正条項
機器本体	外部火災により長時間高温曝露する。	建物から3メートルの離隔距離の確保 (消防長(市町村長)又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものは、この限りでない。)	50 kW 以下を除く急速充電設備 (50 kW 超 200 kW 以下)	第 16 条第 4 号ハ
コネクタ	落下によりコネクタが破損・変形し、充電不能となる。 落下によりコネクタが破損し、感電する。	コネクタの不時の落下防止措置 (コネクタに十分な強度を有するものは、この限りでない。)	全急速充電設備 (20 kW 超 200 kW 以下)	第 16 条第 9 号リ
充電用ケーブル	液漏れにより内部基板が損傷する。	・冷却液と基盤の分離構造 ・冷却液の流量・温度の異常検知機能		第 16 条第 9 号ヌ
開閉器	開閉器の接点が固着する。	開閉器の異常検知機能		第 16 条第 9 号ル

(2) 蓄電池内蔵型急速充電設備において想定されるハザードと必要な安全対策

部位等	想定されるハザード	必要な安全対策	改正対象	改正条項
蓄電池・蓄電システム	低温下で蓄電池を充電することで内部短絡が発生し、蓄電池の発熱や、利用不能が生じる。	・温度の異常検知機能 ・異常検知時の急速充電設備の停止機能	全急速充電設備 (20 kW 超 200 kW 以下)	第 16 条第 10 号ハ
蓄電システム	制御機能の故障により蓄電池の過充電、過昇温が発生して発火する。	・制御機能の異常検知機能 ・異常検知時の急速充電設備の停止機能		第 16 条第 10 号二

【施行日】

令和3年4月1日

【経過措置】

この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の対象火気省令第3条第20号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

○総務省令第七十七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条及び第五条の二の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十七日

総務大臣 高市 早苗

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(対象火気設備等の種類)

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

第三条 「同上」

「一〇十九 略」

「一〇十九 同上」

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号子において同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

(火災予防上安全な距離)

(火災予防上安全な距離)

第五条 令第五条第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

第五条 令第五条第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

「一〇三 略」

「一〇三 同上」

(その他の基準)

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

第十六条 「同上」

「一〇三 略」

「一〇三 同上」

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

「イ 略」

「イ 同上」

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

ハ 急速充電設備のうち、消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの

「新設」

「五〇八 略」

「五〇八 同上」

九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

九 「同上」

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。  
ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

【二〇チ 略】

リ コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このリにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

ル 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

【新設】  
複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

【イ 略】

ロ 異常な高温とならないこと。

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。  
ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

【新設】  
（火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合）

第十九条 令第五条の二第二項第一号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分で準不燃材料で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合とする。

（火災予防上安全な距離）

第二十条 令第五条の二第二項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

【一〇三 略】

ロ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ハ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

【二〇チ 同上】

【新設】

【新設】

【新設】

十 【同上】

【イ 同上】

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

【新設】

【新設】

（火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合）

第十九条 令第五条の二第二項第一号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分で準不燃材料で造つたものである場合又は当該建築物の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合とする。

（火災予防上安全な距離）

第二十条 令第五条の二第二項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

【一〇三 同上】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[



## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第三条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。